

栃木市ワイン・リキュール特区の認定について

栃木市産の果樹を原料にした果実酒等の製造・販売を通じて、農産物の消費拡大を図るために、果実酒等の製造の要件を緩和する「構造改革特別区域計画」の認定申請を、令和8年1月に国に提出しておりましたが、このたび、「栃木市ワイン・リキュール特区」として内閣総理大臣から認定を受けました。

特区の認定により、果実酒やリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準である、年間6キロリットルが、果実酒は2キロリットルに、リキュールは1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、小規模な事業者が酒類製造免許を取得することが可能になりました。

1. 概要

- ・名称：栃木市ワイン・リキュール特区
- ・認定日：令和8年3月27日（金）【第68回認定】
- ・対象地域：栃木市全域
- ・指定特産物：ぶどう、いちご、梨、梅

2. 特区認定により期待すること

フランスでのワインづくり修行を経て、大平ぶどう団地の実家で就農し、大平ぶどうを原料に委託醸造によるワイン造りを始めた方が、地元でのワイナリー設立に向けた準備を進めております。

本市には、ぶどうをはじめ、いちご、梨、梅などの地域特産物があることから、特区認定により、多様な小規模ワイナリーの設置が促進されることで、新規就農者の確保や耕作放棄地の解消、新たな観光資源の創出による農業と観光の連携による地域経済の活性化、本市及び地域の知名度向上に繋がることを期待します。

【問合せ先】

農業振興課 農村振興係
担当：町田、中野内
電話：0282-21-2426